

町田都市計画地区計画計画書（参考）

都市計画金井関山地区地区計画を次のように決定する。（1990年3月30日町田市告示第242号）

名称		金井関山地区地区計画						
位置		町田市金井町字三号、字四号、字五号、字九号、字十号、大蔵町字関山及び野津田町字川島各地内						
面積		約27.8ha						
地区計画の目標		金井関山土地地区画整理事業により公共施設の整備が行われている区域について、良好な居住環境の形成、保全並びに計画的な土地利用を目標とする。						
区域の整備 関する開 発方針 及び保 全に	土地利用の方針	地区特性を生かし、地区を戸建の低層専用住宅地区、低層住宅地区、集合住宅地区及び都市計画道路沿いの利用を図る沿道利用地区の4つに分け建築物の用途を純化し、良好な住環境の形成と保全を図る。						
	地区施設の整備の方針	地区内に設置された緑地は周辺の自然環境との調和を図り、地区の良好な居住環境を保護するため、その維持と保全を図る。また、金井関山土地地区画整理事業により整備された道路網、公園についてその維持と保全を図る。						
	建築物等の整備の方針	住宅地として良好な環境の形成と保全のために必要な規制と誘導を行う。また、良好なまちなみの形成のため、かき、さくは生がきとするよう努めるものとする。						
地区 整備 計画	位置	町田市金井町字三号、字四号、字五号、字九号、字十号、大蔵町字関山及び野津田町字川島各地内						
	面積	約27.8ha						
	地区 施設 の配 置及 び規 模	緑地	名称	面積	備考			
			1号緑地	約2,200㎡	4ヶ所			
			2号緑地	約4,300㎡				
			3号緑地	約3,700㎡				
			4号緑地	約2,000㎡				
	地区 整備 計画	地区の区分	地区の名称	地区の面積	建築物等の用途の制限	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限	建築物等の高さの最高限度
			低層専用住宅地区	約17.0ha	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1. 住宅（長屋を除く。） 2. 住宅で診療所の用途を兼ねるもの（入院施設のあるものを除く。） 3. 上記1及び2の建築物に付属するもの 4. 市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認められたもの	150㎡	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は1.0m以上でなければならない。	最高の高さ 9m 軒の高さ 7m
			低層住宅地区	約7.2ha	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1. 住宅（住戸の数が3以上の長屋を除く。） 2. 住宅で診療所の用途を兼ねるもの（入院施設のあるものを除く。） 3. 上記1及び2の建築物に付属するもの 4. 市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認められたもの	165㎡	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は1.0m以上でなければならない。	最高の高さ 9m 軒の高さ 7m
		集合住宅地区	約0.2ha	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1. 長屋及び共同住宅 2. 上記の建築物に付属するもの 3. 市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認められたもの	165㎡	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は1.5m以上でなければならない。		
		沿道利用地区	約3.4ha		150㎡	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は1.0m以上でなければならない。	最高の高さ 10m	
	ただし、この限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 1. 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下のとき。 2. 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内のとき。 3. 自動車車庫で軒の高さが2.3m以下のとき。							

「区域、地区施設の配置及び地区の区分等は計画図表示のとおり」
理由 本地区の良好な居住環境の形成と保全を図るため地区計画を決定する。